

衆議院議員記章（第51回総選挙用）舟型80個ほか4点 製造仕様書

衆議院秘書課

1. 数量	衆議院議員記章（舟型）	80個
	衆議院議員記章（タイタック型）	110個
	衆議院議員記章（ピン型）	10個
	衆議院議員記章紐（舟型用）	80本
	衆議院議員記章紐（タイタック型用）	110本

2. 議員記章

(1) 形状等 別紙「第五十一回総選挙記章」（図面）及び見本参照

(2) 材質等

花卉の中心は径9mmの十一弁金色菊花紋章とし、径20mmの金色台金に指定の赤茶色絹糸を入念に巻き込み、絹糸の刈り込みを均等にし、慎重に仕上げる。

3. 議員記章紐

(1) 形状 別紙「第五十一回総選挙記章」（図面）及び見本参照

(2) 材質等

4. 梱包

記章（舟型70個・タイタック型100個）は記章紐を付け、残りの記章（舟型10個・タイタック型10個）は記章紐を付けない状態で納品すること。
なお、記章の個包装は不要だが、別紙「議員記章納品のお願い（第51回総選挙分）」のとおり納品すること。また、記章用として別に紙箱（W40mm×D40mm×H40mm程度）を180個納品すること。
記章紐（舟型用10本、タイタック型用10本）単品については、個別にビニール袋に入れて納品すること。

5. 納品場所 本院指定の場所

6. 履行期限 令和7年8月25日（月）

（令和7年7月25日（金）までに1の各数量を納めて本院担当者の確認を受け、不合格となったものについては補修または再作製を行い令和7年8月25日（月）までに完納すること。なお、衆議院の情勢（解散）により、履行期限を前倒しする必要が生じる場合、本院担当者との協議の上、対応すること。）

7. その他

- (1) 納品等のスケジュールについては、本院と綿密に打合せの上決定すること。
- (2) 仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上必要なものは、本院との協議の上履行すること。
- (3) 業務を履行するにあたっては、グリーン購入法適合商品を指定していない事項についても、環境物品等の調達に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）の判断基準及び配慮事項に可能な限り留意すること。
- (4) 成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する全ての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、成果物の引渡し時に本院に無償で譲渡されるものとする。なお、貴社は、成果物に関して著作権者人格権を有する場合、これを行使しないことに同意すること。

第五十一回総選挙記章

(舟型)
側面図



上面図 裏面図



(タイタック型)
側面図



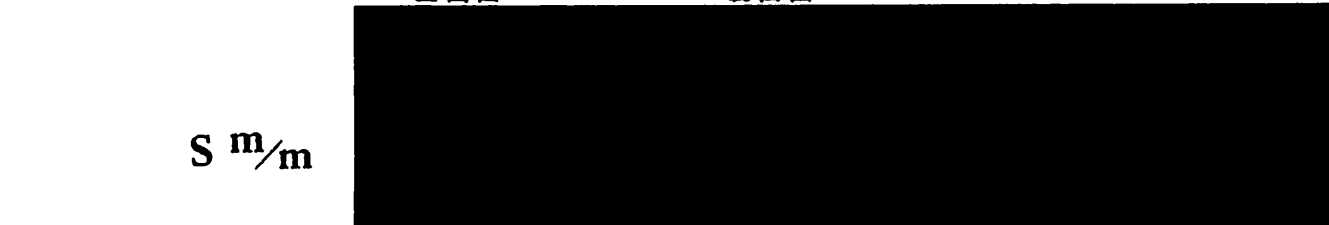
上面図 裏面図



(ピン型)
側面図

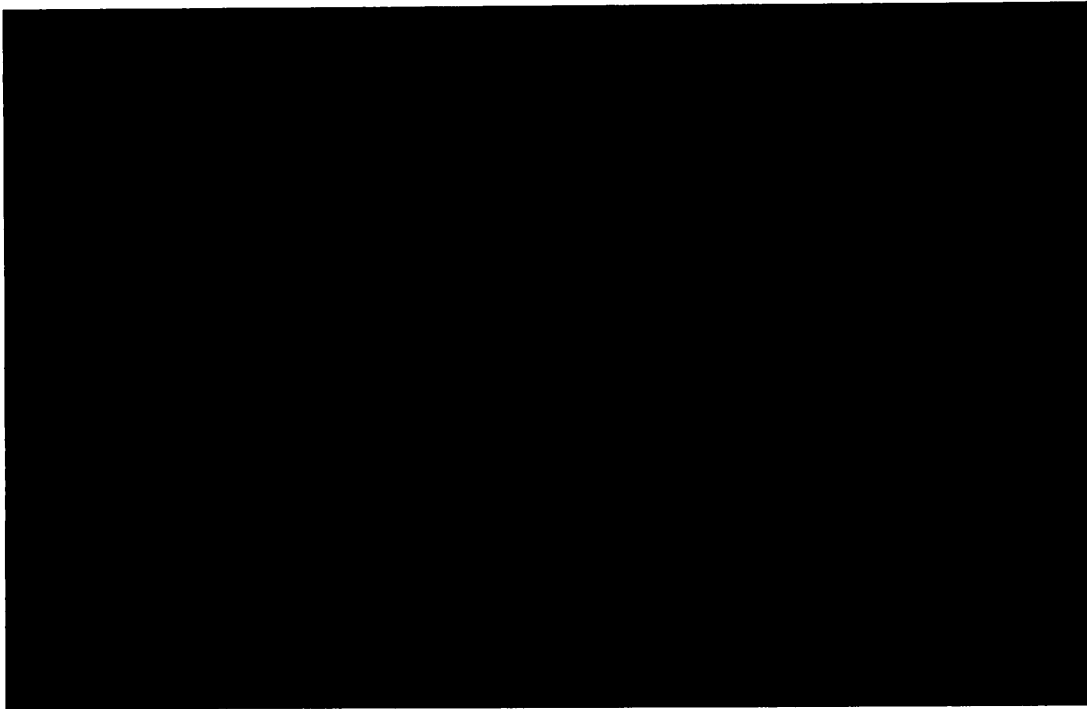


上面図 裏面図



S m/m

〔舟型面〕

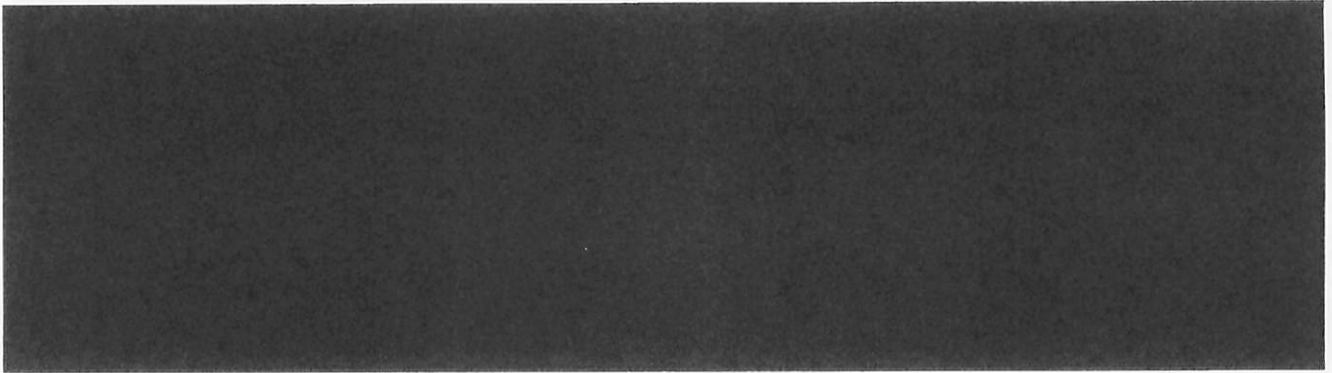


〔タイトック型、ピン型、椀裏面〕



第五十一回総選挙記章

〔記章紐（タイタック型用）〕



〔記章紐（舟型用）〕



議員記章納品のお願い（第51回総選挙分）

第51回総選挙分の議員記章について、以下の方法で納品をしていただきますようお願いいたします。

第51回総選挙議員記章は、全部で200個（舟型80個、タイタック型110個、ピン型10個）

紙箱で納品		
紙箱（4箱） ※業者で紙箱（50個入×4箱）を作成のうえ納品		
舟型（紐付き）	80個	1箱 ほかタイタック型、ピン型と共有1箱
タイタック型（紐付き）	110個	2箱 ほか舟型、タイタック型と共有1箱
ピン型	10個	1箱 ほか舟型、タイタック型と共有1箱

○衆議院記章規程（平成二十二年六月一日制定）

改正 平二三年 八月 一日

第一条 議院内を通行する者は、この規程に定める記章（記章に添えて帯用すべきものとして別に定めがあるものについては、これを含む。第五条及び第六条において同じ。）又はこれに代わる許可証を常時携帯しなければならぬ。ただし、傍聴券を所持する公衆傍聴人については、この限りでない。

第二条 記章は、衆議院事務局又は参議院事務局から交付し、その種類、帯用者及び通用制限は、別表一の項から二十三の項までのとおりとする。

2 記章及び当該記章に添えて帯用すべきものの様式は、別にこれを定め、警務部に掲示する。

第三条 記章は、所定の帯用者以外の者が帯用したときは、通用しない。記章に添えて帯用すべきものを添えないときも同様とする。

第四条 院の要請により又は用務のため、議院内を通行する必要がある者に対しては、記章に代わるものとして別表二十四の項から二十九の項までに定めるもの（これらに添えて帯用すべきものとして別に定めがあるものについては、これを含む。）を交付するほか、緊急の必要がある場合は、これに相当するものを交付することができる。

2 前項の規定により交付されたものは、指定された区域及び期間に限り通用するものとする。

3 第一項の規定により交付されるものについては、前項に規定するもののほか、記章の例に準ずる。

第五条 議院内を通行しようとする者は、その入口において、衛視に記章を提示しなければならない。

2 記章は、胸部の見やすい所に着けなければならない。

3 議院内を通行する者は、衛視から記章の提示を求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。
い。

第六条 この規程に違反した者又は議院内の秩序を乱した者に対しては、衛視はその記章を引き上げることができる。

附 則

この規程は、平成二十三年八月一日から施行する。

別表（第一条、第四条関係）

記章等の種類	帯用者	通用制限
一 衆議院議員記章	衆議院議員	制限はない。
二 参議院議員記章	参議院議員	議場には出入りできない。本会議の傍聴は、参議院議員席とする（傍聴券を要しない。）。
三 衆議院前議員記章（第一種）	かつて衆議院議員であつた者	議場には出入りできない。委員室には出入りできる。本会議の傍聴は、公務員席とする（傍聴券を要する。）。
四 衆議院前議員記章（第二種）	かつて衆議院議員であつて永年在職表彰を受けた者	右に同じ。
五 衆議院議員配偶者記章	衆議院議員の配偶者	議場には出入りできない。本会議の傍聴は、参議院議員席及び新聞記者席を除きできる（傍聴券を要しない。）。委員会の傍聴はできる。
六 政府特別補佐人記章	国務大臣及び政府特別補佐人	議場及び委員室に出入りできるが議場の出入りは、指定された席に限る。本会議の傍聴は、外交官席とする（傍聴券を要しない。）。

七 秘書官記章	秘書官その他これに準ずる者	右に同じ。
八 公務員記章	官公署その他これに準ずる団体又は会社等の職員	議場には出入りできない。委員室には出入りできる。本会議の傍聴は、公務員席でする（傍聴券を要する。）。
九 衆議院議員秘書記章	衆議院議員秘書	議場には出入りできない。委員室には出入りできる。本会議の傍聴は、公務員席でする（傍聴券を要しない。）。
十 衆議院政党史務長記章	衆議院の会派の事務長	右に同じ。
十一 衆議院政党史務員記章	衆議院の会派の事務員	議場には出入りできない。委員室には出入りできる。本会議の傍聴は、公務員席でする（傍聴券を要する。）。
十二 記者記章（第一種）	新聞、通信又は放送関係の取材記者	議場には出入りできない。委員室には出入りできる。本会議の傍聴は、新聞記者席でする（傍聴券を要しない。）。
十三 記者記章（第二種）	新聞又は通信関係の取材記者	右に同じ。
十四 外国記者記章	外国の新聞、通信又は放送関係の在日特派員	議場には出入りできない。委員室には出入りできる。本会議の傍聴は、西側公衆席で

十五 新聞連絡員記章（腕章を含む。）

新聞、通信又は放送関係の連絡員

する（傍聴券を要しない。）。
記者記章に同じ。ただし、委員室への出入りは記者の出入りする所に限る。

十六 衆議院職員記章

衆議院事務局の事務総長、参事、常任委員会専門員、調査局長及び調査局調査員、衆議院法制局の法制局長及び参事、裁判官訴追委員会事務局の事務局長及び参事その他これに準ずる者

制限はない。ただし、議場への出入りは、特に指定された職員に限る。また本会議の傍聴席のうち、参議院議員席への出入りはできない。衆議院事務局、衆議院法制局及び裁判官訴追委員会事務局の課長（調査局次席調査員を含む。）以上の職にある者以外は、本会議の傍聴については、公衆席とする。その他の傍聴席への出入りには、傍聴席出入証を要する。

十七 衆議院準職員記章（甲）
（第一種）

かつて衆議院職員等であった者で指定するもの

議場には出入りできない。委員室には事務連絡に限り出入りできる。本会議の傍聴は、公衆席とする（傍聴券を要しない。）。公務員席においてもできる（傍聴券を要する。）。

十八 衆議院準職員記章（甲）
（第二種）

衆議院職員に準ずる者

議場には出入りできない。委員室への出入りは特に許可された場合に限る。本会議の傍聴は、公務員席とする（傍聴券を要する。）。

十九 衆議院準職員記章（乙）

衆議院の食堂その他の営業に従事する者、独立行政法人国立印刷局国会分工場の従業員その他これに準ずる者

指定された区域のほかは出入りできない。

二十 衆議院特別通行記章（甲）

用務のため、特に衆議院に出入りの必要がある者

衆議院内のほかは出入りできない。議場には出入りできない。委員室への出入りは、特に許可された場合に限る。本会議の傍聴は、公務員席でできる（傍聴券を要する。）。

二十一 衆議院特別通行記章（乙）

用務のため、特に衆参両院に出入りの必要がある者

議場には出入りできない。委員室への出入りは、特に許可された場合に限る。本会議の傍聴は、公務員席でできる（傍聴券を要する。）。

二十二 参議院職員記章

参議院事務局、参議院法制局及び裁判官弾劾裁判所事務局の職員

議場には出入りできない。委員室には事務局連絡に限り出入りできる。本会議の傍聴席のうち参議院議員席及び新聞記者席への出入りはできない。参議院事務局、参議院法制局及び裁判官弾劾裁判所事務局の課長（常任委員会次席調査員を含む。）以上の職にある者以外は本会議の傍聴席への出入りについては傍聴席出入証を要する。

<p>二十三 参議院事務局から交付する記章</p>	<p>参議院の前議員、議員配偶者、議員秘書、会派の事務員、前職員その他</p>	<p>衆参両院事務局が協議の上決定する。</p>
<p>二十四 証人等のリボン章</p>	<p>証人、公述人、参考人その他これに準ずる者</p>	<p>通行及び出入りは所定の委員室その他用務のため必要がある場所に限り。</p>
<p>二十五 証人の補佐人リボン章</p>	<p>証人の補佐人</p>	<p>右に同じ。</p>
<p>二十六 随行リボン章</p>	<p>証人、公述人、参考人等の随行者</p>	<p>右に同じ。</p>
<p>二十七 臨時腕章</p>	<p>用務（主として工事関係）のため衆議院に出入りの必要がある者</p>	<p>特に許可された場所以外出入りできない。</p>
<p>二十八 テレビ技術員腕章</p>	<p>テレビ中継関係者その他これに準ずる者</p>	<p>右に同じ。</p>
<p>二十九 衆議院通院証（臨時衆議院通院証を含む。）</p>	<p>用務のため衆議院に出入りの必要がある者</p>	<p>通行許可区域のほかは出入りできない。</p>

国立国会図書館記章は、参議院職員記章に準ずるものとする。

衆議院前議員記章（第一種）の製造仕様書

令和6年8月23日

警務部記章係

1. 製造物品

衆議院前議員記章（第一種） 舟型 50個

2. 形状及び材質等

(1) 形状

図面参照

(2) 材質等

慎重に仕上げる。(詳細は図面参照)

3. 梱包

個別に種別とを記した桐箱に入れたのち、別箱に入れること。

例：前 舟

4. 納品場所

衆議院指定の場所

5. 履行期限

令和6年11月29日（金）

6. その他

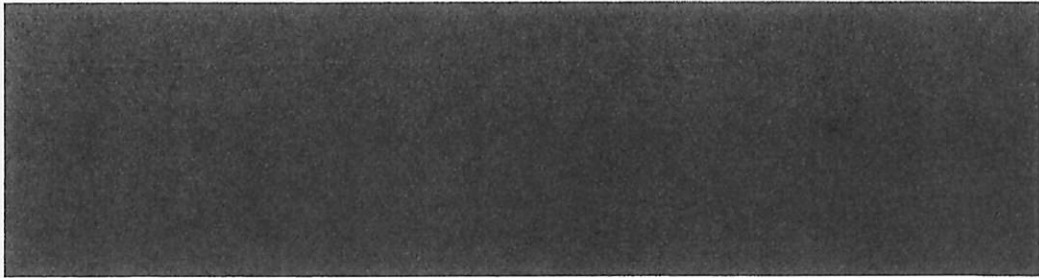
(1) 納入の際は、日時等について係員と事前に綿密な打合せの上、その指示に従い実施すること。

(2) 仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上必要な点は、逐次係員の指示をおおぐこと。

衆議院議員前議員記章（第一種）

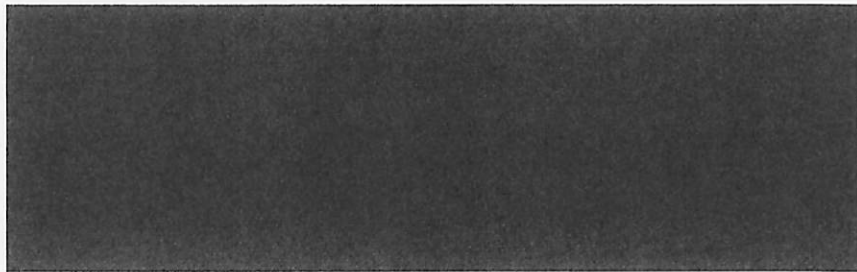
〔舟型〕

側面図



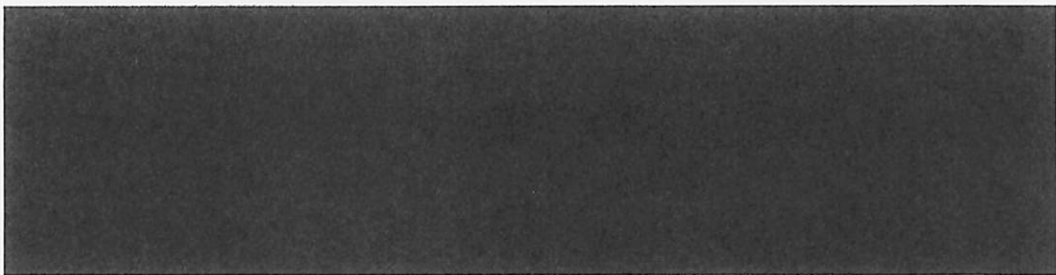
上面図

裏面図



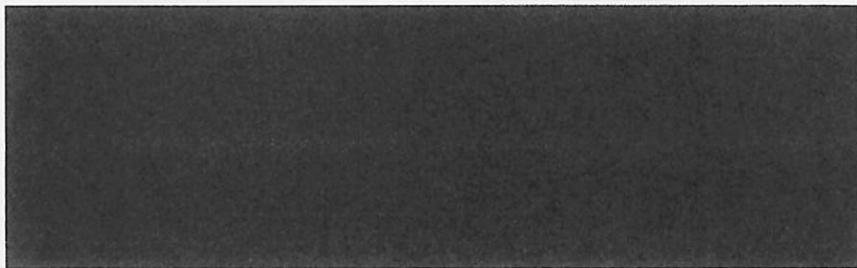
〔タイトック型〕

側面図



上面図

裏面図




S m/m

衆議院前議員記章（第二種）の製造仕様書

警務部記章係

1. 製造物品

衆議院前議員記章（第二種） タイタック型 30個 

2. 形状及び材質等

(1) 形状


図面参照

(2) 材質等



慎重に仕上げる。（詳細は図面参照）

3. 梱包

個別に種別と  を記した桐箱に入れたのち、別箱に入れること。

例：永 夕 

4. 納品場所

衆議院指定の場所

5. 履行期限

令和7年12月26日（金）

6. その他

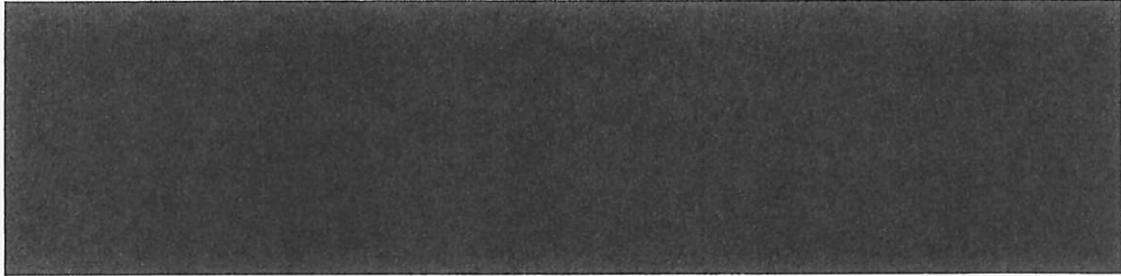
(1) 納入の際は、日時等について係員と事前に綿密な打合せの上、その指示に従い実施すること。

(2) 仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上必要な点は、逐次係員の指示をおおぐこと。

前議員記章第二種(永年表彰用)

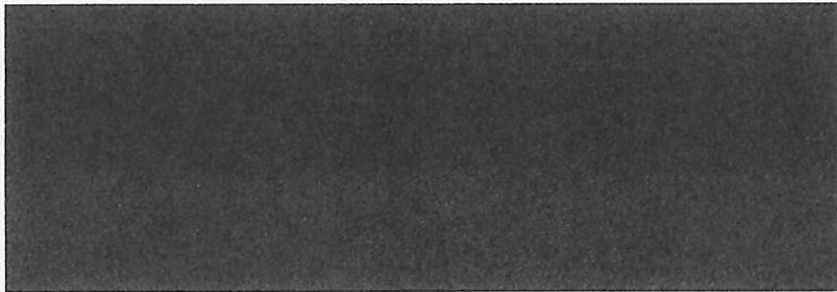
(舟型)

側面図



上面図

裏面図



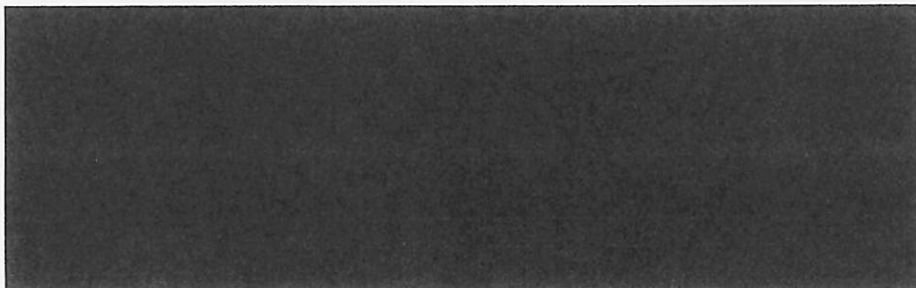
(タイタック型)

側面図



上面図

裏面図



S m/m